

## 第3回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-1	63	「7 分野別計画等」に、「空家等対策計画」を含められるべきではないかと考える。 その理由として、当計画中に空き家がもたらす問題として、防災性の低下が指摘されていること、昨年の地震や台風で、危険性が強く指摘されている空き家が現存していること等、「①防災体制の強化」（p64）と密接な関係があると考えられる。	防災強化の視点を加えた危険家屋対策については、施策5-3において記載していますので、原案のとおりとします。	河本委員
4-1	64	「①防災体制の強化」の《現状と課題》において、被災者支援システムが十分に稼働しなかったことは、触れておくべき課題と考える。	基本計画への記載は原案のとおりとしますが、現在実施している大阪府北部を震源とする地震の記録と災害対応の検証を踏まえて、今後の対応を図っていきます。	河本委員
4-1	64	「①防災体制の強化」の《現状と課題》において記載されている、「明らかとなった様々な課題」については、注釈を付し、どこにまとめられているかを明記しておくべきと考える。市民との情報共有がしやすいようにされておくべきと思われる。	基本計画への記載は原案のとおりとしますが、現在実施している大阪府北部を震源とする地震の記録と災害対応の検証を踏まえて、今後の対応を図っていきます。	河本委員
4-1	64	取組①：昨年度の地震の一つの課題は、特に情報弱者への対応であり、年々増えている高齢者や外国人への情報提供であるかと思われる。《現状と課題》ではSNSなどソーシャルメディアの活用に着目されており、震災時にもその重要性が示されたと思う。一方、様々な手段を駆使することで情報提供の面で市民を取りこぼさないことが重要ではないかと考えている。本観点からすると、ソーシャルメディアの活用のみ力点があるように読むことができるため、ソーシャルメディアを利用しない市民も含めた市民への重層的な情報発信や、日本語が得意でない外国人向けの「簡単な日本語」や英語などによる情報発信に向けた他機関との連携について記述されるのが良いと思う。	最後の文を「また、災害時における情報提供の方法については、SNSなどのソーシャルメディアを活用するほか、情報収集に配慮を要する方に対する多様な情報提供も考慮し、地域での円滑な連絡体制等を構築する必要があります。」に変更します。	豊田委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-1	64	①防災体制の強化の文脈で、「災害ボランティア」の育成があればと考える。（市主体）	《市》の最後の文を「さらに、必要に応じて設置する災害ボランティアセンターが発災時に円滑に機能するように、平時から訓練等を通じて、マッチング等を行うボランティアの育成や物資の備蓄等を進めます。」に修正します。	今西委員
4-1	64	①の《市》が行うこととして、「災害ボランティアセンターが、、、平時からの備えを進めます。」とあるが、センターが平時から設置されているように読み取れる。そうであるなら、どこにありどのような人が参加（登録）しているかの記載がほしい。そうではなくて、発災時に直ちにセンターを立ち上げられるよう準備しておくという意味であるなら、誤解を生じないよう文章に一工夫がほしい。	《市》の最後の文を「さらに、必要に応じて設置する災害ボランティアセンターが発災時に円滑に機能するように、平時から訓練等を通じて、マッチング等を行うボランティアの育成や物資の備蓄等を進めます。」に修正します。	新野委員
4-1	64	①の《事業者・団体》が行うことの中に、「女性の参画」の言句があるのは唐突に感じられる。削除してもよいのではないか。	これまでから、自主防災組織に女性部会を設置するなど、女性の視点を活かした防災対策を推進していますので、原案のとおりとします。	新野委員
4-1	64	① 防災体制の強化について 《市民》として体制を整え、体質を強くすることなど、方針的に体系的に明確にする必要があると考えますが如何でしょうか。 また、家庭内備蓄や家具の固定など、身近な防災対策を講じますとありますが これらは具体策であり実施計画で明確にすべき。	《事業者・団体》の項目に市民にて組織される自主防災組織の活動を推進し、防災力の強化を図る内容を記載していますので、原案のとおりとします。また、《市民》の項目の全般にわたり自助力向上に向けた取組を列記することで防災体制の強化が図れますので、原案のとおりとします。	長田委員
4-1	64	②の《目標》で、「避難所生活」とあり「所」の文字が追記されたが、避難所として指定・設置された場所ではなく、私的な場所や知人・親戚の家などで避難生活を送る人も多い。したがって、「所」の文字は加えなくてもよいのではないか。	大阪北部地震の検証におきまして、特に避難所運営に課題が生じたことから「所」を加えていますが、ご指摘を踏まえ、「避難所生活」を「避難所等における避難生活」に修正します。	新野委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-1	64	「②防災意識の高揚」において、p65「⑤総合的な雨水対策の推進」《市民が行うこと》《事業者・団体が行うこと》に記載の「自助・互助・共助に取り組みます。」と同様に、触れておくべきと考える。	《市民が行うこと》には、「自助・互助・共助」の取組みを具体的に表現していますので、原案のとおりとします。	河本委員
4-1	64	②防災意識の高揚で、「社会教育の場をとおして防災意識の啓発と学習に努める」という文が欲しい。	防災意識の高揚において、社会教育の重要性は認識していますが、計画の記載は、「地域での防災研修会等を充実させる」に包含されていると考えていますので、原案のとおりとします。	今西委員
4-1	64	取組②：地域での災害教訓の伝承など、ある世代から次世代への検証が重要であるが、《市》の部分で「地域での防災研修会等」だけではなく、小学校・中学校での防災教育はここには含めなくても良いのか。「等」に含めて考えているということであれば、その旨、了解する。	「地域での防災研修会」の次に、「や小中学校における防災教育、大学との連携」を追記します	豊田委員
4-1	64	②防災意識の高揚 各主体が行うこと 《市民》防災訓練等→防災訓練はじめふるさと祭りや運動会等としたらどうか 理由→防災意識の醸成は訓練だけに関わらず、色んな地域の人々の交わりで、お互いに顔の見える関係を普段から築くことが肝要である。そのことによりいざ避難所運営などや救助などでも生きてくると考えることから。	ふるさと祭りや運動会で、地域において顔の見える関係を築くことは防災力の向上に不可欠なことでありますが、基本計画の記載については防災訓練等の等に包含されていることから、原案のとおりとします。	岩本委員
4-1	64, 65	取組①もしくは⑤：豪雨については取組⑤において明記されているが、昨年度の台風では暴風による被害も大きく、また今年度より警戒レベルが新しく提供されることとなった。 （長期的にみて）今後は中心気圧が低い台風が日本列島を来襲する国の予測もあり、台風に関する記述（取組名の再検討も含め）が必要ではないか。例えば、暴風に備えた（準備）対策や、住民は避難情報の収集に努め、避難することなどである。	「大阪北部地震等を経験して」の「等」には台風第21号も包含していますので、原案のとおりとします。	豊田委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-1	64, 65	「①防災体制の強化」又は「③建築物の耐震化の促進」の《現状と課題》として、現存している危険空家について触れておき、《市民が行うこと》にも触れ、市としての対策強化に努められるべきではないかと思われる。 なお、P83に関連すると思われるが、昨年の災害で状況が進んでいるとの指摘もあり、あえて、ここでの記載も必要と考えられる。	防災強化の視点を加えた危険家屋対策については、施策5-3において記載していますので、原案のとおりとします。	河本委員
4-1	65	③の《現状と課題》で、市有建築物は、令和2年度末の目標値を平成28年度末にすでに達成したとあり好調であることが分かる。したがって、「特に、共同住宅等は合意形成の難しさ、、、進みにくい状況です。また、」を削除してもよいのではないかと。そして、最終行の「すべての施設の」は「残る施設の」としてはいかがか。	共同住宅等は、市有建築物ではないため、原案のとおりとします。 最終行については、ご指摘のとおり修正します。	新野委員
4-1	65	取組③：大阪北部地震においてブロック塀の被害が《現状と課題》に挙げられているが、その撤去（や耐震化）も《目標》や《市民》においても加えるべきではないか。長年重要性が指摘されてきたことであり、今年度については市としてブロック塀等撤去事業補助制度を整えているように、茨木市が経験した地震の教訓を生かす上でも明記することが重要ではないかと考える。	「耐震化を促進する支援策」には、ブロック塀を含む建築物を対象としておりますので、原案のとおりとします。	豊田委員
4-1	65	⑤の《市》が行うことの中に、「集落ごとのハザードマップ」とあるが、続いて「地域住民の避難行動に役立てます。」とあることから、「集落」ではなく「地域」の語に統一してはいかがか。	ご指摘のとおり修正します。	新野委員
4-1	65	⑤総合的な雨水対策の推進 《市》総合的というなら、ため池についても言及が必要ではないか。	「府が検討しているため池の利活用については、管理者とともに連携して取組みます。」を追記します。	岩本委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-1	65	⑤《市》ハザードマップの記述について ハザードマップについて、いくら想定外の降雨が昨今言われているとはいえ、現実的な降雨確率の設定について再検討してはどうか。市民の理解度をより高めるためにも平面的なハザードマップから立体的（3D方式）の導入を検討してはどうか。安威川流域の被害想定は本川の溢水にこだわることなく、過去の浸水の原因と実態を踏まえて見直してはどうかと考える。	ハザードマップは、危険性や被害想定を地図に示し、避難等に役立つ様々な情報を記載していますが、引き続き、市民の皆様の理解度が高まり、防災・減災につながるよう、見直す際は、記述や構成等について工夫に努めていきます。	畑中委員
4-1	66	⑥安威川ダムによる治水対策について 安威川流域の治水は本川上流のダム建設に依存するのではなく、あらゆる集中豪雨による堤防決壊に備えて堤防強化策にシフトしてはどうか。昨今の豪雨災害からも決壊しにくい堤防の構築が最優先課題ではないか。	安威川における堤防強化策は大阪府においてうねりや構造物等への影響などの課題があるため困難と判断しており、安威川の治水対策については、大阪府と国による検証の結果、大阪府としてダム建設と河川改修による治水対策が最も適切であると決定されたものでありますので、原案のとおりとします。	畑中委員
4-2	67	「7 分野別計画等」に、災害に関係のある「地域防災計画」等、救急に関係のある「健康いばらき21・食育推進計画」を記載されてはいかがかと考える。	分野別計画に、地域防災計画を追加します。また、健康いばらき21・食育推進計画は、国の健康日本21等に基づき策定してありますが、救急に関する記載はありませんので、原案のとおりとします。	河本委員
4-2	68	②救急業務の充実強化 《市》迅速に対応するため、近隣市との連携・連動について検討すべきではないか。	近隣市との連携につきましては、既に北摂地区の消防本部やその他の大阪府内消防本部と相互応援協定を締結しており、連携による応援・受援体制は整備していますので、原案のとおりとします。	岩本委員
4-2	68	③の《市》および《市民》が行うことの中に、「住宅用火災警報器」の設置と維持管理が挙げられているが、昨今事業所のみならず住宅でも消火器やスプリンクラーなども普及していることから、「消火用機器設備」も併記してはいかがなものか。	「住宅用火災警報器」は、国が設置基準等を示し条例化していますが、ご指摘の「消火用機器設備」は、現時点では設置基準等が示されていませんので、原案のとおりとします。	新野委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-3	70	①の《市》が行うことの冒頭で、「子どもや女性を対象にした」とあるのは「おんなこども」としてまとめてしまう負の印象を受ける。対象を包括的に表す必要があると思われるので、「子ども・女性・高齢者・障害者など、わが身を守る力の小さい人（または、自力でわが身を守るのに困難を伴う人）を対象にした」などの表現にしてはいかがか、ご検討願いたい。	警察におきましても、子どもや女性に対する防犯に力を入れていることから例示していますが、ご指摘のように身を守る力の弱い方は他にもおられますので、「子ども」のみを例示し、「子ども等を対象にした街頭犯罪を抑止するためにも、」に変更します。	新野委員
4-3	70	①防犯環境の整備 《市》防犯灯やカメラにとどまらず、街路樹や公園の植え込み剪定により、遠方や外部からの視界をさえぎらないような防犯対策も必要ではないか。	「防犯カメラや防犯灯の設置」を「防犯カメラや防犯灯の設置、公園の植栽等の剪定」に修正します。	岩本委員
4-3	70	③で、新型インフルエンザ等感染症が扱われているが、公衆衛生施策の課題であり、ここでの取組み課題としてはなじまないように思われる。「1-5-2感染症予防対策の推進」の施策の中にまとめるのが適切ではないか。そうなれば、p. 69の「施策の必要性」も手直しが必要となるので、併せて検討をお願いしたい。	新型インフルエンザ等感染症は市民の健康、生命及び経済全体など市民生活に大きな影響を与える可能性があるため指摘されており、危機管理にかかる重要な課題と位置づけ取り組む必要があると考えることから本施策に位置づけておりますので、原案のとおりとします。	新野委員
4-3	70	③ 多様な危機への体制整備について 《市》多様な危機とは、新型インフルエンザ等対策云々とありますが、これだけですか。多様な危機全般に関して 箇条書きにして、それぞれへの対策及び市民への働きかけなど、明確にする必要性を感じますが如何でしょうか。 また、《市民》のところでは 感染症対策云々とありますが体制整備はこの程度の表現で大丈夫なのでしょうか。	市民の生命、身体等に被害が生じるおそれがある事象を箇条書きにて列記することは多岐わたり、困難でありますので「等」で集約していること、また、緊急事態時の《市民》が行うことにつきましては、一義的には情報収集及び安全確保と考えていますので、原案のとおりとします。	長田委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
4-4	71	前々回の会議で指摘したが、「消費者教育を推進する」項の中で、悪質商法や特殊詐欺に対する教育の実施が必要であり、高齢者はもちろんのこと若年者の被害が増加していることを強調してほしい。	71ページの施策の必要性において、「高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺被害の増加」や「成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害が懸念される」、また72ページの現状と課題において「若年者の消費者トラブルの顕在化」とあり、高齢者及び若年者の被害が増加していることを記載していますので、原案のとおりとします。	今西委員
4-4	72	①の《目標》の中で、「社会的弱者」の語が用いられているが、評価的な用語であり適切でないと思われる。「要支援者」あるいは「要援護者」にしてはどうか。	「社会的弱者」を、消費者教育の推進に関する法律で記載されている「消費者の特性」に修正します。	新野委員
5-1	73	「6 施策内の取組」について、修正履歴が残っていないことから、修正対比表と修正理由を示してほしい。	別紙にてお示しします。	河本委員
5-1	74	①北辰中学校跡地活用について ダム周辺整備との連携の記述について、安威川ダム周辺整備は地理的条件や地質の脆弱性等から見て、観光資源としての大々的な活用は見込めない。したがって連携も見込めないため削除すべきと考える。中学校跡地については都市住民を呼び込むだけでなく、地域住民の福祉の向上に資するよう活用する視点も必要ではないか。	北辰中学校跡地活用については、里山環境を活かし北部地域の活性化につながる施策とする方針であり、安威川ダム周辺整備事業などを考慮し、地域住民の皆様等と連携を図りながら、検討を進める必要があるため、原案のとおりとします。	畑中委員
5-1	74	③ 企業活動への支援について 《市》として、市内の企業を訪問やワンストップ相談云々の前に、大手はじめ企業が茨木市から出ていくこと、いなくなること、ストップする取組みが先決と兼ねがね問題視していますが如何でしょうか。 また、《事業者》が、茨木市で起業を継続できる魅力とメリットづくりが急務かと案じていますが如何でしょうか。	企業の立地は、社会経済状況や経営方針等により左右される事項でありますことから、撤退等をストップすることは困難ですが、本市での操業継続と成長に向けて、本市の魅力である立地特性を活かした取組や、生産性向上等の企業活動に対する支援を粘り強く進めていくことが重要であるという認識ですので、原案のとおりとします。	長田委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-1	75	④地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成について事業所の一方的な流出を許さず、地域経済を支えて雇用の確保と創出を目指す「地域経済振興街づくり条例」や、市内業者育成のための「分譲マンション大規模改修や個人住宅リフォーム助成条例」や、適正賃金と公正な労働条件を確保するための「公契約ダンピング防止条例」の制定を提案します。	各種条例の制定は具体的な事業レベルの内容でありますので、計画へは記載せず、原案のとおりとします。	畑中委員
5-1	75	④地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成について（市）「特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。」について、大型物流施設立地による環境悪化をくい止め、職住の調和を図ることの視点を盛り込んではいかがでしょうか。	大型物流施設においても市内での雇用を創出し、地域経済を活性化させる効果がありますことから、原案のとおりとします。	畑中委員
5-1	75	⑤雇用・就労の支援の《目標》において、若者、女性、障害者に、高齢者も加える必要があると考えます。人生100年時代であり、労働力人口の減少が今後とも継続する中で、働く意欲のあるあるいは働く必要がある高齢者がその能力と希望に応じた就労を実現していることは大切であると考えます。	「高齢者」を追記します。	肥塚委員
5-2	78	①計画的な都市基盤整備や市街地整備について（市）幹線道路沿道の土地区画整理事業について、大型プロジェクトに頼った街づくりではなく、安全・安心の街づくり優先へ市民の立場で大型プロジェクトの精査、豪雨災害防止対策の確立、阪急・JR両駅の駅前と周辺のバリアフリー化、交通困難地域コミバス運行の検討等に重点をおいてはどうか。	本取組は、幹線道路沿道における企業立地を推進するため、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用誘導等を図ることを位置づけているものであり、豪雨災害防止対策、バリアフリー化や交通困難地域への移動支援については、『良好で住みよい都市づくりを推進する』等別の施策で取組として記載していますので、原案のとおりとします。	畑中委員



施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-2	78	<p>②彩都の都市づくりについて</p> <p>西部地区については、施設導入地区のマンション建設計画を見直し、高齢化社会等にふさわしい安全と安心の街づくりを進める視点を盛り込んではどうか。</p> <p>中部地区については、大型物流施設による沿道環境破壊に対して、万全の対策を進めることを盛り込んではどうか。</p> <p>東部地区については、自然破壊と環境破壊を許さず、大阪府立里山自然公園建設を検討することを盛り込んではどうか。</p>	<p>西部地区の施設導入地区については、地区計画においてマンション建設可能となっている地区に定められており、高齢者への支援については施策1-2に明記されているため、原案のとおりとします。</p> <p>幹線道路沿道の生活環境等への対策については、道路管理者である大阪府が適宜対応しており、また、生活環境の保全については施策6-1に明記されているため、原案のとおりとします。</p> <p>東部地区については、大阪府においても残エリアの事業化に向け、地権者協議会への支援など事業推進への取組みを行っており、府立公園建設等の計画はないため、原案のとおりとします。</p>	畑中委員
5-2	79	<p>「③適切な開発や建築物・土地利用の誘導」《現状と課題》において、平成30年12月に策定された「超高層建築物の立地に関する基本的な方針」にも触れられてはいかがか。</p>	<p>「超高層建築物の立地に関する基本的な方針」は、施策5-3に明記しますので、当施策は原案のとおりとします。</p>	河本委員
5-3	81	<p>「①快適で良好な住環境の形成」《現状と課題》において、平成30年12月に策定された「超高層建築物の立地に関する基本的な方針」にも触れられてはいかがか。</p>	<p>「高度地区による高さ制限や」の次に、「超高層建築物の立地に関する基本的な方針、」を追記します。</p>	河本委員
5-3	81	<p>②都市におけるみどりの形成</p> <p>公園の再整備について、ユニバーサルデザイン活用の視点は盛り込んではどうか。</p>	<p>2段落目の「整備後、相当年数が経過している公園について、」の次に、「ユニバーサルデザインに配慮しながら、」を追記します。</p>	畑中委員
5-3	82、83	<p>④と⑤について</p> <p>良好な住宅ストックの形成のため、現在対象限定で実施されている住宅リフォーム助成制度の対象拡充や分譲マンション等共有部分改修助成制度（長寿命化含む）の検討を盛り込んでどうかと考える。</p> <p>全分譲マンション管理組合登録制度を創設し、分譲マンション維持・管理への支援を強化してはどうかと考える。</p>	<p>具体的な事業レベルの内容でありますので、計画へは記載せず、原案のとおりとします。</p>	畑中委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-3	83	「⑤危険家屋・老朽マンション対策」《現状と課題》について、防災の強化の視点からも書き加えられたい。	ご指摘を踏まえ、防災の強化の視点を加えた記載に修正します。	河本委員
5-4	84	「6 施策内の取組」 「5-4-2魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備」について、「5-4-2魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・ <u>阪急茨木市駅及びJR茨木駅</u> 周辺等）の整備」とされてはいかがが。理由としては、JR総持寺駅が固有的になっており、同様に駅名を記すことで、市民に分かり易くするため。また、「次なる茨木・グランドデザイン」の説明に合わせるため。	明記したほうが良い部分もありますが、取組名は簡潔なほうが望ましいことから、原案のとおりとします。	河本委員
5-4	84	「6 施策内の取組」 「5-4-3JR総持寺駅をいかした都市づくり」について、JR総持寺駅は既に開業され、今後のネットワークをいかした都市づくりの視点からは、「5-4-3JR及び <u>阪急総持寺駅</u> をいかした都市づくり」とされてはいかがが。	ご指摘のとおり、「JR・阪急総持寺駅をいかした都市づくり」に修正します。	河本委員
5-4	84	「6 施策内の取組」 「5-4-5市民・民間とのまちづくりの推進」について、「市民」、「民間」という言葉使いが分かりにくい。「5-4-5市民や民間企業・団体等とのまちづくりの推進」などとされてはいかがが。	第2回会議で、「市民との協働」を「多様な主体」と変更したほうが良いとの意見もありましたので、全体的に統一した文言に修正します。	河本委員
5-4	85	①生活を支える拠点の整備・充実 《現状と課題》および《市》の文中に維持・充実や維持・増進とあるが、いずれの文言も維持と充実、維持と増進は相反するものであるため、維持という文言を削除しても問題ないとする。	現在の機能の維持を前提として充実や増進を図っていくことが基本と考えておりますので、原案のとおりとします。	岩本委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-4	85	「②魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備」について、「②魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺等）の整備」とし、《現状と課題》に、中心市街地活性化の一環で取り組まれている「阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の再整備」の取組の現状を明確に示される必要があると考える。	取組名は簡潔なほうが望ましいことから、また、「阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の再整備」の取組の現状は、計画検討中のため、原案のとおりとします。	河本委員
5-4	85	②魅力ある中心市街地・駅周辺の整備 《市》および《市民》および《事業者・団体》 茨木市は中心市街地および駅前整備において主体的、積極的な関与が及ばず、駅前にいきなりマンション、商店の後にマンションと全体のまちづくりと乖離するようなまちづくりを放置してきた。メインストリートや駅前にかかる開発については強固な行政主導、まちづくり方針を確立させ、明確なまちづくりビジョンを示す必要がある。 商店や事業所が撤退するあるいはしそうな情報が入れば、シャッターを下ろしたままではなく、新たな事業所や商業へ橋渡しやマッチングなど、踏み込んだ対策が必要ではないか。	まちづくりは、行政だけではなく民の協力を得ながら、進めていくことが必要であり、多様な主体との対話のなかで中心市街地の将来像を描こうとする「次なる茨木・グランドデザイン」の取組を進めていますので、原案のとおりとします。また、中心市街地における民間不動産の活用につきましては、施策5-1に掲げる各取組を総合的に推進することにより、創業者や事業者による新たな事業の創出を促進し、店舗等の活用促進を図っていきます。	岩本委員
5-4	85、86	②～③～④～⑤に関連して 南部地域の魅力向上は 何故ないのか 不思議でならない。市として 力が入っていないように 問題視し続けています。前回は 指摘して 主張したが 適切な 方針的な話し聞いていません。	南部地域では、これまでに島や真砂玉島台等区画整理事業によるまちづくりを進めてきており、今後、南目垣東野々宮土地区画整理による新たなまちづくりも進められます。また、5-4①《市》において、市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実により地域の魅力向上に繋げていくことを考えており、南部地域において、南茨木駅周辺を地域拠点として位置付けていますので、原案のとおりとします。	長田委員
5-4	86	「③JR総持寺駅をいかした都市づくり」を、「③JR及び阪急総持寺駅をいかした都市づくり」とされてはいかがか。	ご指摘のとおり、「JR・阪急総持寺駅をいかした都市づくり」に修正します。	河本委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-4	86	④北部地域の魅力向上において、市が行うことの内容で、「また、観光拠点を含めた公共交通の確保を検討します」というのは、「また、観光拠点を含め、公共交通等の確保を図ります」とすべきです。公共交通の確保は地域に居住する人々の移動手段でもあり、「検討」では不十分であると考えます。また、魅力向上に関して、ツーリング等も考えられますので、「等」を入れておきました。	『公共交通等』に変更します。 ダム周辺地域の土地利用が確定していないこと、また、彩都西駅から彩都東部地区への交通モードが決定していませんので、検討しますと表現しています。	肥塚委員
5-4	86	「安威川ダムの周辺整備」は削除すべき	安威川ダム周辺整備は、本市北部地域と市街地をつなぐためのハブ拠点と位置付けており、これを活用して高齢化や人口減少などの北部地域の課題解決につなげることを目的としていますので、原案のとおりとします。	畑中委員
5-4	87	⑤《市》「大規模な開発等のまちづくりについては…」について、周辺および地域住民の意向を尊重する旨をあらためて盛り込んでどうか。 《事業者・団体》についても同じく	本取組は、大規模開発等による新たなまちづくりにおいて、良好な環境、地域価値の維持・向上や魅力向上を図ることを目指すものであり、大規模開発等を進めるにあたっての住民ニーズの把握や周辺地域への配慮については、5-2-①、-③の〈事業者・団体〉で記載がありますので、原案のとおりとします。	畑中委員
5-5	89	①公共交通の維持・充実において、市が行うことの内容で、「山間部等の移動支援について検討します」は、「山間部等に居住する人々の生活を支えるため、移動支援を行います」とすべきと考えます。人口減少が続く地域において、生活を支えるために移動手段は決定的に重要ですので。ただし、そのための方法として、既存の公共交通だけでない多様な手段により、結果として人々が求める移動が支援されればよいと考えます。	「山間部等における移動支援について、市民生活をはじめ観光等の来訪者も含めて検討します。」に変更します。なお、移動支援の方法や手段が確定していませんので、「検討します」と表現しています。	肥塚委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
5-5	89	①公共交通の維持・充実 公共交通とまちづくりの連携をいっそう強化する視点が含まれているか。路線バス網の減便・廃止が増えているが、問題が深刻化してからでは遅いため、今からでも長期的な視点でバスを中心とした地域の公共交通ネットワークを維持するため総合交通戦略の練り直しが必要ではないか。市と市民の事業者がともに、市内のバス路線網の再編をも検討し、幹線バス、コミュニティバス等、自転車、徒歩の役割分担や課題を明らかにして各施策に総合的に取り組むべきと考える。その中で市としても一定の経常的な財政支援を覚悟すべきであるとする。また不足する運転手の確保・育成に向けて市としてもできる支援を検討してはどうか。	計画への記載は原案のとおりとします。昨年度見直しを行いました茨木市総合交通戦略では、現状及び新たな課題について検討を行い、今後も公共交通の機能強化や利用環境の改善によるまちづくりとの連携を図ることとしています。	畑中委員
5-5	90	「⑤交通安全対策の推進」《市が行うこと》「高齢者の運転免許証自主返納を支援します。」について、何を支援するかが、分かりにくい。	「高齢者の運転免許証自主返納促進のため、移動手段を支援します。」に変更します。	河本委員
6-1	92	②《市》化学物質管理計画書の作成促進部分の削除の理由は？	事業所に作成を促すこととしていた化学物質管理計画書につきましては、対象事業所すべてにおいて作成されましたので、削除しました。（対象事業所：12か所、完了の時期：平成28年度）	畑中委員
6-1	92	③の《目標》および《市》が行うことの中で、「モラル・マナー」の語が登場するが、制度的・公的用語として容認された概念なのか。そうであるならその旨を記して語義の説明がなされるのが望ましい。	「モラル」及び「マナー」は、広く一般的な用語として使用されていると考えますので、原案のとおりとします。	新野委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
6-3	96、97	<p>② 再生エネルギー・省エネルギー設備の導入促進 に関して 昨今 リフォームや建替えの機会が増加傾向にあるなかで 再生可能エネルギーの導入及び省エネ設備の導入検討や導入が 実際に行われている状況は その実績など データーは如何なものでしょうか。</p> <p>見聞きする程度ですが その確率は高くないものと懸念致す次第です。</p>	<p>市内における住宅への再生可能エネルギー及び省エネ設備導入の状況につきまして、全体の件数や建替え等の件数に対する割合は把握していませんが、本市の補助金を活用して導入された件数の平成29年度及び30年度の実績は、次のとおりです。</p> <p>平成29年度 太陽光発電 104件、家庭用燃料電池 23件</p> <p>平成30年度 太陽光発電 178件、家庭用燃料電池 46件、自然循環型太陽熱温水器 1件</p> <p>なお、太陽光発電に対する補助金の交付件数は減少傾向にあり、国の固定価格買取制度の買取価格が低下していることによるものと考えられます。</p>	長田委員
6-4	100	<p>③の《現状と課題》および《市》が行うことの中で、ゴミ処理に関し摂津市との広域処理を目指していることが記されている。具体的な計画と進捗状況を教えてほしい。</p>	<p>茨木市・摂津市のごみの広域処理は、茨木市環境衛生センターにおいて両市のごみを共同処理しようとするもので、同センターにおいて実施する長寿命化工事の終了後、令和5年度を目処に開始する計画としています。</p> <p>平成26年12月の摂津市からの依頼を発端に開始した広域処理の検討は、両市の職員で構成する「広域ごみ処理連絡調整会議」において協議を重ね、平成30年8月に基本的な部分において一定の方向性がまとまったことから、同年12月25日に両市長が「廃棄物の広域処理に関する基本合意書」に調印しています。</p> <p>現在は、広域処理の開始に向けて、地方自治法に規定する必要な手続事務や準備を進めているところです。</p>	新野委員

施策	ページ	ご意見・ご質問	回答（事務局案）	委員名
7-2	105	③健全な財政成運営について 「ビルド&スクラップによる」を削除すべきである。	社会環境の変化による厳しい財政状況にあっても、まちの持続的発展を果たすためには、「財政の健全性の確保」が不可欠であると考えています。 「ビルド&スクラップ」の実践については、本市の財政運営の基本となる財政計画において、その健全財政を確保する不断の取組みとして位置付けていることから、原案のとおりとします。	畑中委員
7-2	106	「公共施設等の計画的な保全・更新と資産の有効活用」について、市が行うこととしてPPP手法の導入、特にコンセッション方式の導入について考えていくという指摘がほしい。	市が行うことの「また、」の次に、「公共施設等の整備・運営等における官民連携を推進するほか、」を追記します。	今西委員
7-7	117	「協働とパートナーシップによるまちづくりの推進」で、協働型補助金制度の推進やファンド・レイジングによる補助金制度の創設を入れてもよいのではないか。	第2回の審議会において、「支援」を明記してはどうかのご意見がありましたので、市が行うことにおいて、「……機会の創出に努めます。」を「……機会の創出に努めるとともに、協働のまちづくりを支援します。」に改めます。	今西委員